**平成２４年（フ）第９０号**
静岡県富士市大淵2934番地の２　コーポシャローム201号室、前住所静岡県富士市国久保２丁目11番地16―206号　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ富士東館
債務者　冠城　知以
１　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第８号**
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2720番地、旧住所長崎県佐世保市大岳台町13番22号
債務者　木場　博子
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

**平成２４年（フ）第４１号**
山形県米沢市中央７丁目５番77号　県営米沢中央アパート２号242号室
債務者　田中　祥代
１　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２４年（フ）第５９号**
山形県米沢市徳町38番地の11
債務者　後藤　久子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２４年（フ）第１０２号**
千葉県成田市加良部１丁目７番地　５棟401号
債務者　原田　征明
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１２１号**
千葉県佐倉市王子台２丁目５番地３　セジュール王子台Ｂ棟102
債務者　大久保弘行
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１３７号**
千葉県四街道市四街道３丁目３番11号　シティハイム千代田102
債務者　宮川　雄一
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１３９号**
千葉県八街市榎戸253―３　サンハイツ榎戸101号室、住民票上の住所千葉県山武市大木786番地26
債務者　樋口キヌイ
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１４１号**
千葉県佐倉市王子台４丁目11番地２
債務者　本間　紀之
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１４４号**
千葉県富里市七栄646番地697　ソレール富里201
債務者　萩原　雄二
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第３８号**
千葉県富津市富津1636番地の31
債務者　高橋　和子（旧姓北原）
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第５４号**
千葉県富津市竹岡2731番地
債務者　浅倉とし江
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第５７号**
千葉県富津市青木804番地６　鹿島住宅貸家２号
債務者　平野絵里香
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第１７４号**
静岡県沼津市今沢490番地の５、住民票上の住所静岡県三島市北田町６番28号
債務者　長田　俊夫（旧姓髙野）
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８７号**
静岡県伊東市瓶山１丁目12番２号
債務者　土屋　和史
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９０号**
静岡県駿東郡長泉町竹原367番地の17　サンハイツ池田102号
債務者　佐藤　旭彦
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６４号**
愛知県豊田市栄町２丁目11番地８　フレグランスさかえ202号、前住所愛知県豊田市日之出町２丁目３番地１　ユーハウス豊田ＨＩＮＯＤＥ703号
債務者　佐藤　正美
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係